



2023.12.1 No.222 12・1月号

# くらしの情報 とやま

トピックス P2 令和5年度アンケート調査結果速報

## MAKE TOYAMA STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

発行/富山県生活環境文化財団県民生活課 富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

## 「メンズ脱毛」の広告を見てエステ店に行き、高額な契約をしてしまいました。解約したいのですが…。

相

談

5日前、「メンズ脱毛」の広告を見てエステ店に出向きました。担当者から説明があり、30万円のコースを熱心に勧められクレジット36回払いで契約しました。あとでよく考えると、クレジット分割手数料を含め支払総額が高額なので解約したいのですが…。(20代 男性)

回

答

「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告を見て店舗に出向いたところ、高額なコースを勧誘され、断り切れずに契約してしまったという10代、20代男性からの脱毛エステ相談が増えています。

- ・相談者には、クーリング・オフ期間内(※)なので、クーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。
- ・分割払いの場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。また、施術内容や契約条件について契約書面等をよく読み、理解できるまで説明を受けましょう。

・「割引は今日だけ」などとせかされるケースも見受けられます。金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断りましょう。

(※)特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスであれば、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば書面またはメール等によりクーリング・オフ(無条件での契約解除)をすることができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても、契約期間中であれば中途解約をすることができ、解約金等について上限が定められています。



不安に思ったり、万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)

### 注意喚起!

## シーズン初めの石油ストーブ安全大作戦

～5つのポイントで火災事故を防ごう!～

部屋を暖かく快適にしてくれる石油ストーブ及び石油ファンヒーター(以下、石油ストーブ等)ですが、事故が毎年11月頃から多く発生しています。

NITEに通知があった製品事故情報(※)では、2018年度から2022年度の5年間の石油ストーブ等の事故で、調査が終了した233件のうち、誤使用・不注意による事故が115件と最も多

くなっています。また、70歳以上の高齢者による事故が131件と、年代が上ると事故件数も急増する傾向があり、死亡事故47件のうち当該年代が31件と多数を占めています。

使い始めのこの季節こそ、5つのチェックポイントを確認し、正しい使い方を身に付けて事故を防ぎましょう。

### 石油ストーブ等を使用する前の5つのチェックポイント

- 1 ほこりがたまっていれば取り除く。
- 2 対震自動消火装置が正しく作動することを確認する。さらに、石油ストーブの場合は、燃焼筒が正しく取り付けられていることを確認する。
- 3 燃料は新しい灯油を使う。ガソリンや混合燃料、昨シーズンの灯油は使わない。
- 4 カートリッジタンクの給油口ふたが確実に閉まっていること、漏れがないことを確認する。
- 5 機器と周囲の壁や可燃物との十分な距離が確保できていることを確認する。

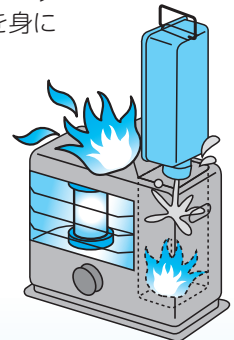
### 高齢者による石油ストーブ等の事故を防ぐために

高齢の方の事故を防ぐには、周囲の方の見守りも大切です。今一度正しい使い方を確認しましょう。

(※)消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含みます。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000151781.pdf>



# 令和5年度アンケート調査結果速報

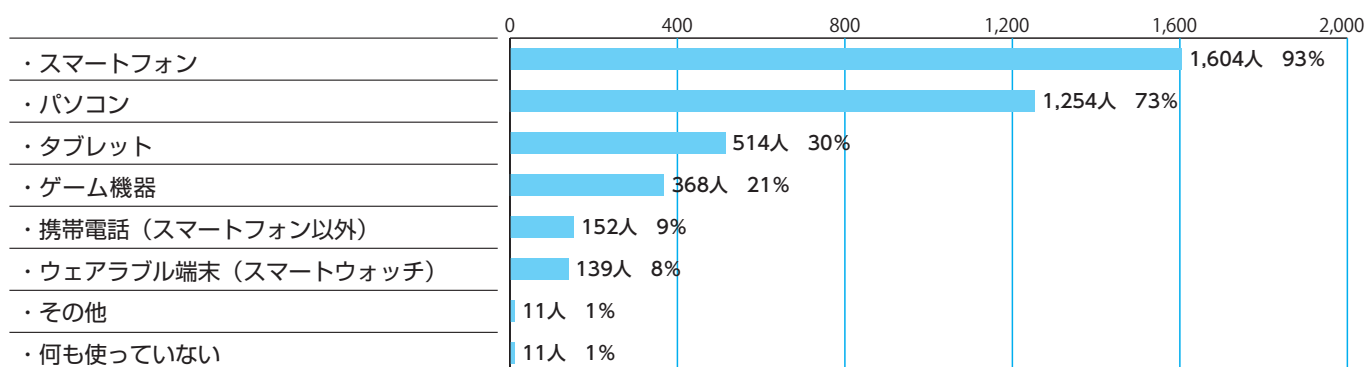
## 暮らしの中のデジタル化について ～安心・安全に利用できるデジタル環境を！～

富山県消費者協会と富山県消費生活研究グループ連絡協議会では、より安全なデジタルサービスの活用やこれからのデジタル化社会で快適な消費生活を送るためのあり方を考えるため、アンケート調査を実施しました。調査結果から、デジタル化の状況についてご紹介します。

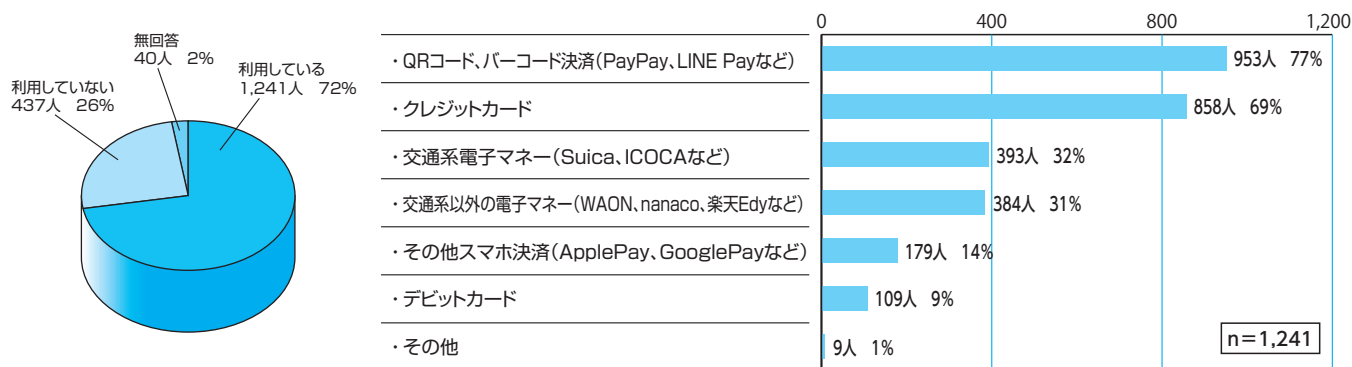
○調査時期：令和5年6月下旬～7月下旬

○調査対象：(調査用紙配布) 2,014人、(回答者) 1,718人

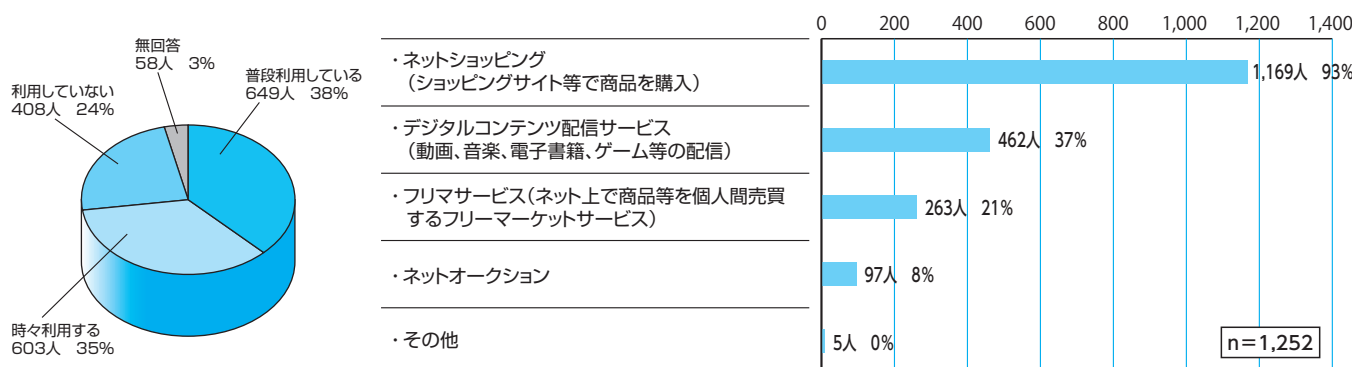
### 問 現在使用しているデジタル機器は、次のどれですか。



### 問 キャッシュレス決済を利用していますか。利用している種類は何ですか。



### 問 インターネット通販を利用していますか。利用している種類は何ですか。

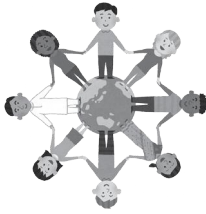


# くらしの中にエシカル消費

エシカル消費とは、人や社会、地域、環境などに配慮した消費行動のことです。  
一つの商品の裏側には、児童労働や環境破壊といった問題が隠れているかもしれません。私たち一人ひとりがこうした社会的課題を意識して、日々の買い物をするすることで、社会全体が豊かで持続可能なものになると考えられます。

## エシカル消費の例

- ・フェアトレード商品を選ぶ
- ・福祉施設で作られた商品を選ぶ



- ・地元で作られた商品を選ぶ
- ・被災地で作られた商品を選ぶ



- ・無駄の少ない商品を選ぶ
- ・資源の保全につながる商品を選ぶ



詳しくは、県民生活課のHP「エシカル消費について」をご覧ください。  
<https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/ethical/202305.html>

## 高齢者の見守りをする際の「気づき」のチェックポイント

このような変化は消費者トラブルに巻き込まれているサインかもしれません!

日頃の見守り活動の中で、気づいた点や心当たりがある場合は、ご家族や消費生活相談窓口にご連絡・相談して、トラブルを未然に防ぎ、あるいは被害を最小限に食い止めましょう。

### 身のまわり

- 見慣れないダンボールや新しい商品がある
- 高額なものが急に増えている
- 修理やリフォームを頻繁に行っている

### 外出先

- 以前よりも外出が増えた
- 外出から帰ると、様子がおかしい
- 外出時の服装が急に派手になった

### 交友関係

- 見慣れない人や車が入り出している(特に年金支給日前後)
- 頻繁に電話がかかっている
- 急に親しい人ができたようだ

### お金に関すること

- 最近、お金の困っている様子がみられる
- 急に借金を申し出るようになった
- 羽振りのいい話が多くなった

### 興味・関心

- 先物取引や投資に急に関心を持ち始めた
- 特定の商品を買うよう強く勧めてくる
- 特定のサークルへの入会を急に勧め始めた

### その他

- 頻繁に金融機関やコンビニでお金を支払っている
- カレンダーに不審な印が付いている
- しつこい電話をうまく切れないで困っている
- ドアのチャイムや電話におびえている

# 悪質商法撃退教室をご利用ください

講師派遣無料

- 対象 高齢者の見守りを行う団体・グループ  
(老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、自治会 等)



お申込み・お問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

## 富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

富山県では、消費者被害の未然防止、早期救済等を図るため、出前講座等の講師として啓発活動を行っていただく富山県消費生活推進リーダーを募集します。

### 1 応募資格

富山県内在住者で、次の(1)(2)のいずれかに該当する方(常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます)。

#### (1) 消費生活に関連する次のいずれかの資格をお持ちの方

消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

#### (2) (1) と同等の専門知識・経験をお持ちの方

- ・ 公的機関で消費者行政に従事
- ・ 民間企業等で消費生活に関連する業務に従事
- ・ 消費者庁が実施する消費生活相談員養成講座を修了 等

### 2 募集人員 若干名

### 3 委嘱期間 令和6年4月1日～8年3月31日(2年間)

### 4 応募締切 令和6年1月25日(木)まで (郵送の場合、同日消印有効)

### 5 応募方法

所定の申込書に必要事項を記載のうえ、応募動機についての作文(800字程度)を添えて、郵送、持参、E-mailにより消費生活センターに提出してください。  
(申込書は県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。)

### 6 選考方法

書類及び面接により選考します。

### 7 問合せ先

富山県消費生活センター TEL 076-432-2949  
詳細は県消費生活センターのホームページをご覧ください。



## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター (CiCビル内)	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111 (代)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760 (代)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121 (代)
上市町 町民課	☎076-472-1111 (代)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100 (代)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター (県東部にお住いの方)  
富山市湊入船町6番7号 (富山県民共生センター内)  
消費生活相談 ☎076-432-9233  
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252  
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】  
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)  
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時 (休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター 高岡支所 (県西部にお住いの方)  
高岡市御旅屋町101 (御旅屋セリオ5階)  
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談  
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】  
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会 (富山県民共生センター内)  
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。  
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

## 消費者ホットライン188 (いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。  
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)  
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン